

庁 議 資 料
令和6年8月27日

資 料 4

あいとぴあレインボープラン
狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画
進捗管理

令和5年度報告書（案）

目次

序章	はじめに		1
1	進捗管理	2
2	本報告書の構成	2
3	進捗評価の方法	2
4	進捗評価の流れ	4
第1章	進捗管理シート	5
第2章	委員会からの意見シート	35

序章 はじめに

1 進捗管理

市では、令和2年3月にあいとぴあレインボープラン(狛江市成年後見制度利用促進事業計画)(以下「本計画」という。)を策定し、「本人の意思を尊重し、「その人らしい」生活の実現を目指します。」を基本理念とし、この基本理念を踏まえた5つ基本目標を設定いたしました。

そこで、本計画の実効性を担保し着実な進展を図るため、前年度の取組状況について、狛江市福祉基本条例第32条第1項の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会で、本計画の進捗状況の把握や評価を行うこととします。

2 本報告書の構成

(1)進捗管理シート

市職員が計画に位置付けられた施策及び事業を着実に実施するとともに、当該年度における実施状況及び課題を市民に分かりやすく説明するため、重点施策に係る事業のうち新規に実施する事業等事業の進捗管理が必要と認められる事業について、当該年度に実施したことを「Do(実行)」の欄に、当該事業の実施結果を踏まえた重点施策の評価を3(2)で示す基準に従い「Check(評価)」の欄に、(2)で記載した課題を踏まえた当該事業の改善点を「Act(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)」の欄に記載します。

(2)委員会からの意見シート

(1)の進捗管理シートを踏まえて、狛江市市民福祉推進委員会からいただいたご意見を「委員会からの意見」の欄に記載し、次年度の施策の実施に反映させてまいります。

3 進捗評価の方法

平成26年7月に、市が策定している計画の評価基準を4段階に統一し、取組の強化を図るべき評価の目安が示されたことを踏まえ、狛江市市民福祉推進委員会での議論、検討を行い、下記のとおり評価基準とします。

(1)評価方法

施策の方向性ごとに4段階で評価します。

(2) 評価基準

A (進捗している)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた
B (現状維持)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた
C (あまり進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた
D (全く進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の0%以上20%未満を達成できた

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

【例】施策1に係る4つの事業の令和5(2023)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和5年度の年次目標の達成状況
施策1	事業 a	達成
	事業 b	未達成
	事業 c	未達成
	事業 d	達成

この場合、事業aから事業 d までの令和5(2023)年度の達成率は2/4で 50%となりますので、評価はBとなります。

(3) 担当課について

あいとぴあレインボープラン狛江市高齢者保健福祉計画進捗管理 令和5年度報告書(案)を含む、各計画進捗管理報告書における各事業の「担当課」は以下のとおり表示します。

福…福祉政策課 **相**…福祉相談課

第1章1の表中「担当課」欄に複数課が記載されている場合の順序は、狛江市組織規則(平成 20 年規則第3号)別表第1の順序とします。

4 進捗評価の流れ

令和5年度の粕江市第1期成年後見利用促進事業計画の進捗管理は、次表のとおり市民福祉推進委員会権利擁護小委員会において進捗評価を審議し、確定しました。

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
第1期成年後見利用促進事業計画期間満了	担当課による自己評価	権利擁護小委員会① 報告書(案)を審議		権利擁護小委員会② 報告書(案)を確定	庁議① 報告書(案)を審議	庁議②	報告書をHPに公開					

第1章 進捗管理シート

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
1	目的・対象に応じた広報の充実									
	(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。									
	①	【拡充】権利擁護支援の必要性について、市民向けの分かりやすい広報活動を行います。						B		
		a	市民向けの分かりやすいリーフレット、チラシ等を作成し、配布します。	福	316	-	令和4年度に作成したリーフレットを福祉政策課窓口で配布する等、市民向けに権利擁護支援についての理解を深められるよう周知に努めた。		引き続きリーフレットを使って、市民向けに権利擁護支援についての理解を深められるよう周知していく。	
		b	市民向けの分かりやすいコンテンツを市公式ホームページに掲載し、周知します。	福	316	-	市公式ホームページに「権利擁護(成年後見制度など)に関する相談について」を掲載し、引き続き周知に努めた。		定期的に更新を行う等、市公式ホームページ等で周知を行っていく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
1	目的・対象に応じた広報の充実									
	(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。									
	①	【拡充】権利擁護支援の必要性について、市民向けの分かりやすい広報活動を行います。						B (再掲)		
	c	狛江市まなび講座で実施している講座内容を充実させます。	福	317	-	講座内容を時点更新し、最新の状況を反映させた。			学び講座について、タイトルから誰に対して何を伝えたいのかわかるようにする等、充実した講座となるよう見直しを進めていく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
1	目的・対象に応じた広報の充実								
	(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。								
		③	【新規】多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。					B	
		a	チームに加わることで想定される関係者向けにSNS等を活用した広報活動を検討します。	福	317	-	狛江市内権利擁護関係機関勉強会(以下「勉強会」という。)を活用して、チームに関わることが想定される関係者向けに広報活動を行った。		必要に応じてLINEWORKS等を活用した広報活動の検討を行い、実施につなげていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
1	目的・対象に応じた広報の充実								
	(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。								
		③	【新規】多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。					B (再掲)	
	b		介護予防の取組み、障がい者週間のイベント等地域で開催される多様な機会に成年後見制度のみならず権利擁護支援に関する粕江市まなび講座を市民団体に周知します。	福	317	-	成年後見制度及び権利擁護支援に関する粕江市まなび講座について、申込みはなかった。		まなび講座について、タイトルから誰に対して何を伝えたいのかわかるようにする等、充実した講座となるよう見直しを進めていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
1			目的・対象に応じた広報の充実						
			(2)誰もが気軽に相談できる窓口を設置し、周知します。						
		①	【新規】支援を必要とする本人からの相談対応を充実させます。					B (再掲)	
		a	【再掲】基本目標1(1)③a(P9参照)						
		③	【拡充】市内の相談窓口を多様な媒体を活用して周知します。					B (再掲)	
		a	【再掲】基本目標1(1)①a(P7参照)						
		b	【再掲】基本目標1(1)①b(P7参照)						

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。									
		①	【新規】市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。					B	
		a	狛江市権利擁護支援・検討会議を設置し、権利擁護支援についての判断を行います。	福	322	-	関係機関の担当者を集めて開催した勉強会において、狛江市権利擁護支援・検討会議(以下「支援・検討会議」という。)をテーマとして開催した。		引き続き関係機関への周知・調整を行い、支援・検討会議の本格実施に向けた取組みを行っていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。									
	②		【新規】虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携を進めます。					B	
	a		虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携の在り方を検討・調整します。	福相	324	-	支援・検討会議と既存会議との連携方法等を検討する中で、重層的支援体制整備事業の連携について検討することとした。		重層的支援体制整備事業と共通する部分において様式を共通のものにする等、既存会議体との連携を引き続き検討する。
	⑤		【拡充】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制(モニタリング)を構築します。					B	
	a		相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制(モニタリング)を構築します。	福相	325	-	権利擁護支援の必要性を判断した事例については、その後も継続して地域包括支援センターやケアマネジャー等が関わることが多いため、既存の対応でモニタリングを継続した。		権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制(モニタリング)の構築は、中核機関設置後に行っていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
(2) 意思決定支援の在り方を検討します。									
		②	【新規】本人を含めた家族、支援者等関係者が「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援を行います。					A	
		a	チームで支援方針を検討する際、必要に応じて本人の意思決定支援についての検討を行います。本人の意思決定支援を踏まえた個別ケース会議を開催します。	相	327	-	個別ケース会議では、本人の意思を踏まえ、支援者がそれぞれの役割や専門的な立場から、本人の幸せが実現できる、より良い支援方法を検討し、支援者間で合意を得たうえで本人へ伝え、意思決定の支援を行った。		本人にとってふさわしい意思決定が現場で行われているか、また、本人の意思決定が難しいときに、どのようにすればよいか、専門職の意見を踏まえて検討していく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。									
	①		【新規】適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。					B	
	a		支援・検討会議で成年後見制度の利用が適切であると判断された場合には、受任調整(マッチング)等、候補者選任後のチームによる支援方針及び申立に当たっての準備・役割分担の検討を行います。	福 相	329	-	支援・検討会議の実施に向けた関係機関への周知として勉強会を行い、受任調整(マッチング)等に向けた準備・役割分担について、検討を行った。 個別ケース会議で権利擁護支援の必要性や成年後見制度の必要性の検討を行った。		支援・検討会議の実施に向けた取組みの中で受任調整(マッチング)等に向けた準備・役割分担についても検討していく。 支援・検討会議の実施に向けた取組みの中で成年後見人等の支援についても検討していく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。									
	①		【新規】適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。					B (再掲)	
		b	狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議等既存の会議を活用して、受任調整(マッチング)等や後見人支援を行う事例検討を定期的に行います。	相	330	-	既存会議の高齢者支援及び障がい者支援のための個別ケース会議等で、実際の支援事例について受任調整等の検討を行った。		引き続き、支援の役割分担を明確にし、適切な支援方法について事例検討を行っていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
(4) 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に円滑に移行できるよう支援します。									
	①		【拡充】地域福祉権利擁護事業を利用している人が意思決定支援に基づき成年後見制度利用を含めた必要な支援への移行が円滑に行われるよう、情報共有、事例検討等により関係機関との連携強化に努めます。					A	
	a		地域福祉権利擁護事業の利用者が本人の意思に基づき、必要な支援が受けられるよう、既存の会議に積極的に参加し、関係機関との連携強化に努めます。 (東京都社会福祉協議会の狛江市社会福祉協議会(以下「社協」という。)委託事業)	福	331	-	個別ケース会議やサービス担当者会議等本人に関わりのある会議に出席しており、関係機関との連携強化に努めた。		引き続き、定期的に会議に出席していく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実										
(4) 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に円滑に移行できるよう支援します。										
	②	【拡充】地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。					B			
	a	モニタリングや個別ケース会議等を通じて本人に必要な意思決定支援の在り方を検討するとともに、必要に応じてあんしん狛江運営委員会による専門的助言を活かした意思決定支援を実施します。	福	332	-	本人の意思決定支援のために必要な支援の在り方について支援関係者で協議を行った。また、あんしん狛江運営委員会において支援方針について専門的助言を得た。地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行は4件だった。		あんしん狛江運営委員会での、モニタリングや支援者間の会議を踏まえ、一人ひとりの意思決定支援の在り方の検討を行うことについては、中核機関の設置後に行っていく。		

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
3 利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進									
(1) 本人、親族等による申立て支援に関わる相談支援を強化します。									
	①		【新規】本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を検討します。					B	
	a		狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会(以下「協議会」といいます。)において本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備について協議し、協議結果を踏まえて体制を整備します。	福	334	-	社協の在り方検討委員会による結果を踏まえ、社協全体の事業見直しを行い第4次地域福祉活動計画を策定に向け調整した。本人や親族等による申立てに関わる相談は、社協において相談支援を行った。		第4次地域福祉活動計画をもとに、本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を含めた、社協全体の事業見直しを行っていく。
	②		【新規】本人や親族等に対し、申立て段階から相談支援を行うことを周知します。					B (再掲)	
	a		【再掲】基本目標1(1)①a(P7参照)						
	b		【再掲】基本目標1(1)①b(P7参照)						

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進								
	(2) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みを整備します。								
	①	【新規】適切な成年後見人等候補者(親族、市民後見人、専門職、法人等)を推薦できるような仕組みづくりを進めます。						B	
	a	支援・検討会議で成年後見人等に求められる後見等事務を踏まえた適切な成年後見人等候補者の選定を行い、家庭裁判所に推薦します。	福相	337	-	支援・検討会議の実施に向けた関係機関への周知として勉強会を行い、適切な成年後見人等候補者の選定方法の検討を行った。		社協に中核機関を設置後に社協において支援・検討会議を実施する予定である。それまでは支援・検討会議の実施に向けた関係機関への周知等を行っていく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進								
	(3) 市民後見人を育成し、その活動を支援します。								
	①	【新規】市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。						B	
	a	市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。	福	342	-	センターと協働して、市民後見人養成講座に講師を派遣する等、新たな市民後見人の育成事業を実施した。		センターと協働した市民後見人養成講座の周知及び講師等の派遣を行い、新たな市民後見人の育成を行っていく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進									
	(3) 市民後見人を育成し、その活動を支援します。									
	②	【新規】市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。						B (再掲)		
	a	【再掲】基本目標3(2)①a(P20参照)								
	③	【新規】市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を整備します。						B		
	a	市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を検討し、整備します。	福	343	-	市民後見人の活動の支援については、現在はセンターが監督人として業務を行っており、きめ細やかなフォローを行った。	市や関係機関との連携については、社協を中核機関とした上で、必要に応じて検討していく。			

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進								
	(4) 法人後見実施機関の活動を支援します。								
	①	【新規】センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。						B	
	a	狛江市権利擁護支援・検討会議での検討結果を踏まえ、センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。	福	344	-	支援・検討会議の実施に向けた関係機関への周知として勉強会を行った。また、個別ケース会議では、どのような成年後見人等が受任することが相応しいのかの議論を行った。		社協に中核機関を設置後に社協において支援・検討会議を実施する予定である。それまでは支援・検討会議の実施に向けた関係機関への周知等を行っていく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進								
	(4) 法人後見実施機関の活動を支援します。								
	②	【新規】協議会でセンター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。						B	
a	センター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。		福相	345	-	支援・検討会議の実施に向けた関係機関への周知として勉強会を行い、適切な成年後見人等候補者の選定方法の検討を行った。		社協に中核機関を設置後に社協において支援・検討会議を実施する予定である。それまでは支援・検討会議の実施に向けた関係機関への周知等を行っていく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進									
	(5) 任意後見制度の利用等の相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。									
	①	【新規】任意後見制度に関する相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。					A			
	a	狛江市内権利擁護関係機関勉強会において、チームに加わることが想定される関係者向けに任意後見制度、民事信託等に関する研修を定期的実施します。	福	346	-	勉強会において、本人に対する意思決定支援などの研修を行い、多くの成年後見人等が受講した。		地域共生社会推進基本計画の策定に伴い実施した成年後見人等調査の結果も踏まえ、勉強会のテーマをその時に必要とされる事柄、内容で実施する。		

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4 成年後見人等への支援の充実									
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。									
	①		【新規】本人と成年後見人等及び任意後見人を支援する「チーム」体制を構築します。					B	
	a		本人と成年後見人等又は任意後見人が孤立しないよう、本人の抱える状況に応じた関係者及び権利擁護支援関係機関による「チーム」体制を構築し、「チーム」による支援を行います。	福相	349	-	あんしん狛江、福祉相談課を中心に市内の関係機関が「チーム」としての支援を行った。		チームでの支援体制を仕組みとして構築するには、コーディネートを中心に行う機関が必要であるため、社協への中核機関の設置を検討していく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4 成年後見人等への支援の充実									
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。									
	②		【拡充】本人や家族が相談でき、成年後見人等及び任意後見人からの相談に応じられるような相談支援体制を整備します。					B	
	a		福祉総合相談窓口を中心とした包括的な相談支援体制を推進します。	福相	350	-	重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、「つなぐシート」で関係機関がつながり、包括的な相談支援の体制の基礎を整備した。 福祉総合相談窓口等において、包括的な相談支援の取組みを行った。		包括的な相談支援の取組について、今後上がってくる課題に対しての改善点を検討していく。
	b		あんしん狛江運営委員会において、市、あんしん狛江、地域包括支援センター等の相談窓口で受けた相談内容について定期的に情報共有を行います。	福	350	-	市と地域包括支援センターで受けた相談内容について、必要に応じ、あんしん狛江運営委員会において、助言を受け情報の共有を行った。		権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するにあたり、情報集約を行う機関が必要であるため、社協(あんしん狛江)に中核機関の設置を検討をしていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4 成年後見人等への支援の充実									
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。									
	③	【拡充】成年後見人等及び任意後見人に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。						B	
	a	成年後見人等選任後、支援・検討会議においてモニタリングを行うとともに、本人や支援者、成年後見人等から相談があった際に支援(バックアップ)を行います。	福相	350	-	既存の対応で本人や対象者、成年後見人等へのモニタリングを行うとともに、相談があった際には支援(バックアップ)を行った。			モニタリング・バックアップに関しても、被後見人等の情報を集約して、適切に対応していく機関が必要であるため、社協に中核機関の設置を検討していく。
	⑤	【拡充】成年後見制度の利用に至らない市民に対し、必要に応じてその後の経過をモニタリングする仕組みを検討します。						B (再掲)	
	a	【再掲】基本目標2(1)⑤a(P13参照)							

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4	成年後見人等への支援の充実								
	(2) 親族後見人等への支援を充実させます。								
		①	【新規】相談対応の中で親族後見人等の支援ニーズを把握します。					B	
		a	市内相談窓口で親族(後見人)等が相談等で来所された際、アンケートを実施するとともに、その後も定期的にアンケートを実施することにより、親族(後見人)等の支援のニーズを把握し、効果的な支援につなげます。	福相	353	-	令和4年度に内容を決定した親族(後見人)の方々を対象とした「ニーズ調査」アンケート(以下「アンケート」という。)を市内相談窓口(あんしん狛江)で配布した。		引き続きアンケートを市内相談窓口で配布するとともにアンケートからニーズを把握し、効果的な支援に繋げていく。
	②	【拡充】親族後見人等に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。					B (再掲)		
	a	【再掲】基本目標4(1)③a(P28参照)							

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4	成年後見人等への支援の充実								
	(2) 親族後見人等への支援を充実させます。								
	③	【新規】親族後見人等の活動への支援の在り方について検討します。						B	
	a	親族後見人等への支援の在り方について検討します。	福相	353	-	市内相談窓口等で関わりのある親族後見人等については支援を行ったが、市内親族後見人等の情報を把握している家庭裁判所からの情報提供がない中、支援の在り方について検討することが困難な状況にある。		東京都成年後見制度推進機関連絡会等を通じて、家庭裁判所へ情報提供を求めるとともに、検討していく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
5 地域における権利擁護支援の体制整備										
(1) 中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。										
	①	【新規】市の実情に応じ、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。					B			
	a	市、あんしん狛江及びセンターを中核機関とし、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。	福	354	-	市やセンターを中核機関とし、中核機関として担うべき具体的機能を分散して担った。社協では、社協の在り方検討委員会による結果を踏まえ、社協全体の事業見直しを行い、第4次地域福祉活動計画を策定に向け調整した。その計画の中で社協を中核機関とすることを位置付けた。		国の第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、中核機関の役割がより明確になったため、各々の機関での役割分担を明確にしていく。 上記役割分担を踏まえた社協への中核機関の設置を検討していく。		
(2) 成年後見制度利用支援事業を効果的に運用します。										
	①	【拡充】成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。					B			
	a	成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。	福	356	-	国で成年後見制度利用支援事業について検討中である。		引き続き、国の成年後見制度利用支援事業の動向を注視し、効果的な運用の在り方を検討していく。		

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
5 地域における権利擁護支援の体制整備									
(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。									
		①	【新規】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。					A	
		a	【再掲】基本目標4(1)①a(P26参照)						
		b	市に狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を設置し、必要な事項を協議します。	福	357	-	狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)において、令和4年度の事業の進捗を報告した。 また、計画の改定にあたり、狛江市の今後の権利擁護支援事業について、権利擁護小委員会で審議した。		今後も協議会において必要な事項について協議していく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
5	地域における権利擁護支援の体制整備									
	(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。									
	①	【新規】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。						A (再掲)		
	c	センター構成5市及びセンターで広域における協議会の設置及び市域における協議会との連携の在り方について検討します。	福	358	-	センター構成5市及びセンターで運営連絡会(以下「連絡会」という。)を定期的に行い、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理を行い、課題を把握し、連携の在り方について協議した。			引き続き連絡会を通じて連携を図っていく。	
	d	【再掲】基本目標5(1)①a(P31参照)								
	②	【拡充】専門職団体との連携の在り方について検討します。						B		
	a	協議会で専門職団体との連携の在り方について検討します。	福	358	-	協議会では専門職団体との連携の在り方についての検討は行っていないが、社会福祉士会との連絡会を開催し、専門職団体との連携を図った。			今後も、専門職団体と連携を図っていく。	

第2章 委員会からの意見シート

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
1	目的・対象に応じた広報の充実		
	(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。		
	①	【拡充】権利擁護支援の必要性について、市民向けの分かりやすい広報活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症基本法などの理念を踏まえると、権利擁護支援の必要性の1つとして自らの意思で日常生活や社会生活を営んでいく地域共生社会づくりに市民の参加を呼びかけていく視点が大切である。 ・市民という範囲には、例えば金融機関の職員や本人の日常生活に関わる小売事業者など様々な方が含まれ、そのような市民へのアプローチが大切である。 ・引き続きリーフレット、HP、その他様々な媒体を利用して成年後見制度を周知し、あんしん狛江や福祉政策課に成年後見制度の利用が必要な方につながるようにすることが必要である。
	③	【新規】多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「狛江市まなび講座」をアピールして広く利用してもらえるようにする必要がある。 ・権利擁護支援に市民が関わる姿などを動画などで配信することも有効な周知方法と考える。
	(2) 誰もが気軽に相談できる窓口を設置し、周知します。		
	①	【新規】支援を必要とする本人からの相談対応を充実させます。	・本人から窓口に来るのを待つだけでなく、アウトリーチを通じて本人の支援ニーズを把握する相談対応も大切である。
	③	【拡充】市内の相談窓口を多様な媒体を活用して周知します。	同上

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2	本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実		
	(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。		
	①	【新規】市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。	・権利擁護支援や成年後見制度の必要性の検討にあたっては、成年後見制度ありきではなく、本人のエンパワメントや他の支援力の活用などの視点とその検討を通じた共通の方針に基づく権利擁護支援チームづくりが大切になる。
	②	【新規】虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携を進めます。	・共通の方針に基づく権利擁護支援チームづくりに併せて重層的支援体制整備事業や市長申立の円滑な実施にあたり、庁内のより一層の共通理解を高めるために、重層的支援会議・支援会議やケース会議等既存の会議体との様式を共通化することは、必要になってくると考える。 ・権利擁護支援を行う場合に本人同意を得られないことが多いため、重層的支援体制整備事業における支援会議と支援・検討会議による連携によって、効果的な支援ができる体制整備が必要である。
	⑤	【拡充】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制(モニタリング)を構築します。	・成年後見人の利用に至らなかった人については、成年後見制度以外による継続的な関わりの必要性の検討も必要である。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2	本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実		
	(2) 意思決定支援の在り方を検討します。		
	②	【新規】本人を含めた家族、支援者等関係者が「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族が「意思決定支援」を諦めてしまっているような場合もある。意思決定支援のプロセスと併せて、在宅生活の継続に関わる障壁を取り除いていく、例えば、在宅医療の充実や ACP (AdvanceCarePlanning の略称。厚生労働省ではより馴染みやすい言葉となるよう「人生会議」という愛称で呼ぶこととしている。)の普及という視点も必要になってくると思われる。 ・意志決定支援の視点は個別ケース会議以外でも、様々なサービスの提供場面において必要なものであるため、幅広い対象へ研修を実施することも重要となってくるものと思われる。
	(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。		
①	【新規】適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人等候補者の受任調整も重要だが、まずは権利擁護支援の必要性や支援方針をきちんと検討できる仕組みを構築することが重要である。 	

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2	本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実		
	(4) 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に円滑に移行できるよう支援します。		
	①	【拡充】地域福祉権利擁護事業を利用している人が意思決定支援に基づき成年後見制度利用を含めた必要な支援への移行が円滑に行われるよう、情報共有、事例検討等により関係機関との連携強化に努めます。	・支援者による会議に本人が参加し、本人とともに支援の方向性を考えていくことが大切である。
	②	【拡充】地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。	・意思決定支援のプロセスに即した分かりやすい情報提供と環境づくりが大切である。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進		
	(1) 本人、親族等による申立て支援に関わる相談支援を強化します。		
	①	【新規】本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を検討します。	・中核機関としての機能の強化にあたっては、適切な支援に取り組むことのできる人員体制が重要である。
	②	【新規】本人や親族等に対し、申立て段階から相談支援を行うことを周知します。	・申立て段階より前の段階からも相談支援できるような広報が重要である。
	(2) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みを整備します。		
	①	【新規】適切な成年後見人等候補者(親族、専門職、市民後見人、法人等)を推薦できるような仕組みづくりを進めます。	・中核機関としての整備にあたっては、市独自に市民後見人、法人後見の体制も併せて強化していくことも必要である。
	(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みを整備します。		
	①	【新規】市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。	・成年後見制度の受任に限らない、市民後見人の様々な活躍の機会を提供することや、福祉カレッジなど他の市民の担い手育成の取組みとも連携することを期待する。
	②	【新規】市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。	・市民後見人の受任要件として、「財産管理が複雑でないこと」といった消極的要件を設定している市区町村が多いが、まずは市民後見人が受任することによるメリットの面から受任要件を設定し、受任の際、課題の対応について考えることが大切である。
	③	【新規】市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を整備します。	・成年後見人の受任に限らない活躍の場が確保されるよう、期待する。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進		
	(4) 法人後見実施機関の活動を支援します。		
	①	【新規】センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。	・中核機関らしい法人後見の在り方を検討するとともに、多様な法人後見実施機関との連携が将来的には必要である。
	②	【新規】協議会でセンター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。	同上
	(5)		
	①	【新規】任意後見制度に関する相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。	・総務省による身元保証制度をめぐる課題提起も踏まえ、市民ニーズを把握しながらの検討が必要である。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
4	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進		
	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。		
	①	【新規】本人と成年後見人等及び任意後見人を支援する「チーム」体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・体制を構築するには至っていないものの、後見業務をしている立場としてはチームとしての支援をいただいているが、コーディネート機能等が不十分と感じる。 ・「チーム」体制を構築し、「チーム」による支援を着実に行うには、社協あんしん狛江に中核機関を委託して、コーディネート機能やモニタリング機能を担う必要がある。社協あんしん狛江に中核機関を委託することは、権利擁護支援事業において最優先で行うべき事業である。
	②	【拡充】本人や家族が相談でき、成年後見人等及び任意後見人からの相談に応じられるような相談支援体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・つなぐシートの活用以外でも、重層的支援体制整備事業の支援会議と支援・検討会議が相互に連携を進め、成年後見制度を必要としている方が利用できるような相談支援体制を整備していくことが重要である。
	③	【拡充】成年後見人等及び任意後見人に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。	同上
	⑤	【拡充】成年後見制度の利用に至らない市民に対し、必要に応じてその後の経過をモニタリングする仕組みを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業との連携も重要になる。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
4	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進		
	(2) 親族後見人等への支援を充実させます。		
	①	【新規】相談対応の中で親族後見人等の支援ニーズを把握します。	・親族申立ての相談の場合、本人情報シートが記載されていない場合がかなりある。 ・本人情報シートは福祉関係者が書くため、そのような場面から福祉関係者が入って本人に必要な支援につなげていけるように意識してアンケートを実施する必要がある。
	②	【拡充】親族後見人等に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。	同上
③	【新規】親族後見人等の活動への支援の在り方について検討します。	・東京都成年後見制度推進機関連絡会等を通じて、家庭裁判所へ情報提供を求めるとともに、広域を対象とした会議体を所管自治体と調整して作っていくことも検討していただきたい。	

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
5	地域における権利擁護支援の体制整備		
	(1) 中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。		
	①	【新規】市の実情に応じ、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。	・機能を分散するにあたっては、中核機関同士の連携を図ることが重要である。
	(2) 成年後見制度利用支援事業を効果的に運用します。		
	①	【拡充】成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。	・狛江市の成年後見制度利用支援事業は国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の基準を満たしたものである。 ・権利擁護支援の必要な人が確実に権利擁護支援の制度を利用できるためにも重要な取組みであるので、国の動向を踏まえつつ効果的な運用をしていく必要がある。
	(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。		
①	【新規】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。	・重層的支援体制整備事業と連携した地域共生社会づくりの視点が重要である。	
②	【拡充】専門職団体との連携の在り方について検討します。	・専門職団体との連携は引き続き重要な取組みと考える。	

刊行物番号 R6-〇〇

あいとぴあレインボープラン
(狛江市第1期成年後見利用促進事業計画)

進捗管理

令和5年度報告書

令和6年●月発行

発行 狛江市

編集 狛江市福祉保健部福祉政策課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111 (代)

頒布価格

●円